

# 入札説明書

## 1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

- (1) 業 務 名 長崎振興局公用車車検及び法定点検整備業務
- (2) 仕 様 別添「仕様書」及び「長崎振興局公用車整備計画一覧表（令和7年度）」  
（以下「一覧表」）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日までとする。  
（但し、車両ごとに一覧表の「業務完了指定期日」までに履行すること。）
- (4) 履行場所 別添「長崎振興局公用車整備計画一覧表（令和7年度） 1」記載の【駐車場  
場所住所】から当該車両を引取り・納車する。

### (5) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。  
提出方法は持参・郵送・FAXいずれも可とする。

なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

（提出場所）長崎県長崎振興局 管理部 総務課 総務調整班 FAX：095-849-2780

（提出期限）令和7年5月15日（木曜日）午後4時まで

回答については令和7年5月16日（金曜日）午後5時までに長崎県公  
式ホームページにて回答する。

### (6) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨  
に限る。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された（ア）の金額に当該金額の100分の10  
に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金  
額を切り捨てた金額）と（イ）（ウ）（エ）の金額合計をもって決定価格とするので、  
入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、（ア）で見  
積もった希望金額の110分の100に相当する金額と、（イ）（ウ）（エ）の金額を合計し  
た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。

エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。

オ 代理人が入札する場合には、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人  
の記名押印が必要であること。

#### 【注意事項】

- ・入札書は封入のうえ、封筒に会社名、入札業務名を記入し提出すること。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書  
に使用する印鑑を訂正個所に押印すること。入札者（代理人を含む）の押印を省略

する場合は、訂正箇所に入札者の氏名を自署すること。

- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・入札書のあて名は「長崎県長崎振興局長 有吉 佳代子」とすること。
- ・入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用すること。

## (7) 入札保証金及び契約保証金

### ア 入札保証金

(ア) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。納付にあたっては、納付書を発行するので、令和7年5月20日（火曜日）午後4時までに申し出ること。公金取扱銀行で納付後、銀行の領収印が押された領収証の写しを、令和7年5月21日（水曜日）午後4時までに2の担当部局へFAXすること。

落札者とならなかった者が納付した入札保証金は入札終了後に還付するが、還付には相当の日数を要し、開札日当日の還付はできない。

(イ) ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ・県を被保険者とする入札保証保険契約（契約金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。
- ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(a) 2,000万円以上 (b) 2,000万円未満500万円以上 (c) 500万円未満

入札保証保険の証券もしくは契約内容がわかる証明（契約書等）2件は、令和7年5月20日（火曜日）までの午前9時から午後4時までに提出すること。

(ウ) 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

#### 【注意事項】

- ・入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7日目とすること。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできないこと。

### イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。免除を希望する場合は、落札後速やかに免除申請を行うこと。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(a) 2,000万円以上 (b) 2,000万円未満500万円以上 (c) 500万円未満

(ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

#### (8) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。また、入札者（代理人を含む）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証・マイナンバー

カード・パスポート・顔写真付きの社員証等)による。)ができないとき。

(11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### (9) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 【注意事項】

・入札回数は、3回を限度とする。

・入札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で再入札(2回目)、再々入札(3回目)を行う予定とする。

#### (10) 契約書の作成等

ア 落札通知を受けた日から5日(初日を含み県の休日を除く)以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。

イ 契約書の提出時に、各車両の整備区分ごとの金額が分かる計算書(見積書)を提出すること。(様式は問わない。)

ウ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

## 2 その他

当該契約事務に関する担当部局

(住所) 〒852-8134 長崎県長崎市大橋町 11-1

(名称) 長崎県長崎振興局 管理部 総務課 総務調整班

(電話) 095-844-2182